「日を定めて実施する運動日」の宣言

交通事故をなくすことは，県民すべての願いです。

しかしながら，この願いにもかかわらず，依然として多くの人が交通事故で死傷しており，悲しみや苦しみを抱えています。

私たち，広島県交通対策協議会の各機関・団体は，協議会の総意のもとに,「日を定めて実施する運動日」を定め,『交通事故のない,安全で安心な広島県を実現する』ため，ともに連携し，次のことを強力に推進していきます。

一（ひとつ）　毎月１日（ついたち）の「自転車安全利用の日」をはじめとして，自転車安全利用五則と交通ルールを遵守し，正しい交通マナーを実践します。

一（ひとつ）　毎月10日（とおか）の「高齢者の交通安全の日」をはじめとして，高齢者等が交通事故に遭わないよう，思いやりのある運転をするとともに，高齢運転者が交通事故を起こさないように，周囲の者が，一層サポートしていきます。

一（ひとつ）　毎月20日（はつか）の「飲酒運転根絶の日」をはじめとして，「飲酒運転を絶対にしない，させない，許さない」ことを徹底し，飲酒運転を根絶します。

以上，ここに宣言します。

平成 30 年４月６日

広島県交通対策協議会　代表

広島県個人タクシー協会

専務理事　福 田　司